

# 索道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関する ガイドライン



2021年6月3日  
一般財団法人日本鋼索交通協会

### 1.本ガイドラインについて

2020年初期より拡散した新型コロナウイルスの感染症対策に関する指針として索道事業者を対象に作成するものである。

索道事業については、冬季間のスキー営業および夏季間の観光営業などがあり、輸送に使われる索道機種・営業内容等によっても運行状況が大きく異なってきます。

索道事業者においては、それぞれの索道運行計画に基づき本ガイドラインを踏まえ、個々の状況に応じた対策に取り組み、感染拡大の防止、利用者の安心・安全等につなげていくと共に従業員の健康管理も含め、社会全体への感染症の感染リスクの低減に努めることに活用するものとする。また、「緊急事態宣言」等が再度、発令になった際には、関係機関と連携して臨機応変に対応するものとする。

#### ○リスク評価

事業関係者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、従業員及びお客様の動線や接触等を考慮した上でリスクの所在、程度を把握し、そのリスクに応じた対策を検討する。また、③地域における感染状況のリスクとして考慮しておく必要がある。

##### ①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触位(例えば、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、筆記用具、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト、両替機、自動発払機など)に留意する。

##### ②飛沫感染のリスク評価

施設内における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるかなどを把握しておく。

##### ③地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の影響について考慮する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

### 2.具体的な感染拡大予防について

(1)お客さまに気持ちよく楽しんでいただくために、すべてのお客さまに次のことを願います。

①乗車待ちの列にいる場合には間隔をあける。

②飛沫防止のため乗車中もしくは近くには他のお客さまやスキー場係員等がいる場所では、マスク・ネックウォーマーまたはフェースシールドおよび手袋（以下、「マス

ク等」という)は着用したままにする。

- ③乗車待ちもしくは乗車中の会話は控えめにしていただき、チェアリフトの場合は極力前方を向いたままで座っていただく。
- ④混雑時の待ち時間を踏まえて、係員が搬器の乗車人数を決めることについてご理解をいただく。
- ⑤新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)や各地域通知サービスの利用を推奨する。(携帯電話の使用を控える場面では接触確認アプリ(COCOA)を機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること」を推奨する。)

### (2)索道施設

#### ①特殊索道

- ア.改札係員・乗客係員はマスク等を着用させる。
- イ.運行終了後は落下防止バー等の消毒をするのが望ましい。(運行中は危険である)

#### ②普通索道

- ア.改札係員・乗客係員および車掌係員はマスク等を着用させる。
- イ.箱型搬器(ロープウェイ・ゴンドラ等)については、利用状況を踏まえ搬器内の一部の座席を禁止する、または乗車定員を制限する等の対策をとり、乗客同士の間隔を空けて安心できる搬器内環境を確保するなどに努める。
- ウ.搬器については窓を開ける等、適切な換気に努める。
- エ.搬器内消毒は安全確保を図りながら状況に応じて定期的実施する。

#### ③券売所

- ア.チケット購入者との間には、飛沫防止シート(アクリル板等)を設置する。
- イ.チケット・金銭等を受け渡しする際には、肌が接触しないように受け皿等で受け渡しをする。

### (3)屋内施設(売店・付帯施設等)について

- ①施設の入口およびトイレ入口等には消毒液を常備する。
- ②座席の間隔については一定の距離を確保する。
- ③レジには飛沫防止シート(アクリル板等)を設置する。
- ④提供する料理・提供方法についても、感染拡大防止に努める。
- ⑤お客さまが利用されるテーブル・イス等、また券売機・トイレ・手すり等々については定期的に清掃・消毒をする。尚、トイレのハンドドライヤーは停止とする。

⑥入室の人数制限や換気（※）の徹底も行う。

※例えば、法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分以上、又は常時換気。寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫）。必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下を維持することも望ましい。乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿を考える。

### (4)冬季営業でのパトロール隊について

- ①パトロール隊員は常にマスクを携行し、救助活動をする際には、臨機応変にマスクを着用するものとする。
- ②負傷者の搬送で使用した救助ポート類は搬送後、消毒する。

## 3.従業員に関する対策

### (1)健康確保

- ①従業員に対し、出勤前に、新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。特に券売所係員・改札係員・車掌係員については始業前点呼時等において確認を徹底する。
- ②従業員は常に健康な身体でお客さまに接することが肝心で、①を踏まえ体調の思わしくない従業員には休むように指導する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、必要に応じて直ちに帰宅させる。
- ③自宅で療養することとなった従業員は、毎日、健康状態を確認する。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

### (2)勤務

- ①索道業務に従事する従業員に対し、業務内容に拘らず、始業前・休憩後を含め、定期的な手洗い・手指消毒を徹底する。
- ②勤務中の従業員はマスクを着用する。ただし、気温や湿度が高くなる場合においては、接客の有無やそれぞれの業務の状況（対人距離、業務負荷、周辺環境等）を踏まえた熱中症予防にも留意した対応をとるものとする。
- ③建物内（個別の部屋含む）の換気に努める。
- ④送迎車両による通勤の場合、マスクの着用と窓を開け感染予防に努める。
- ⑤他人と共用する物品や手が触れる運転室の操作スイッチ類は利用頻度に応じて清掃消毒をする。

- ⑥従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるように、作業空間と人員配置について最大限の見直しをする。
- ⑦朝礼や点呼は小グループにておこなうなど、一定以上の人数が一度に集まらないように努力する。

### (3) 休憩施設・備品等の取扱い

- ①休憩室・食堂等を使用する際は、入退室の前後に手洗いや手指消毒を励行する。
- ②休憩をとる場合でも、屋内休憩スペースについては換気をおこなう、2メートルを目安にできるだけ距離を確保するよう努めるなど、3密（密閉・密集・密接）を防ぐことの徹底にも努める。
- ③食堂などで飲食する場合には、時間をずらす、イスを間引く、対面で座らないなど2メートルの距離をできる限り確保するように努める。
- ④トイレではハンドドライヤーの利用は止め、ペーパータオルを設置するか、個人のタオルを持参させる。
- ⑤共有する物品（テーブル・イス等）は、定期的に消毒する。
- ⑥感染のリスクが高まる「5つの場面」（※3）にある飲食の際の注意事項を案内する。

### (4) 従業員に対する感染防止対策の啓発等

- ①従業員に対し、感染防止対策の重要性を認識させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」（※1）や「『新しい生活様式』の実践例」（※2）を周知するなどの取組をおこなう。
- ②患者・感染者・医療関係者・海外からの帰国者、その家族・児童等の人権に配慮する。
- ③新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、職場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮をおこなう。

### (5) 感染者が確認された場合の対応

- ①保健所・医療機関の指示に従う。
- ②従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局に報告する。
- ③感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒や同勤務場所の勤務者の自宅待機などの対応を検討する。
- ④感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。

## 索道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

---

- ⑤衛生管理責任者または安全衛生推進者等と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に協力する。

※ 輸送障害発生時など、やむを得ない場合にはこの限りではない。  
※ その他の付帯設備については、該当する業界団体・行政等から発出しているガイドラインを参考にし、感染症拡大予防に適切に努める。

(※ 1)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000624642.pdf>

(※ 2)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf>

(※ 3)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000716684.pdf>

---

・ 制定：令和2年9月25日

---

・ 改訂：令和3年6月 3日---○リスク評価、2-(1)-⑤、2-(3)-⑥、3-(3)-⑥ 4項目追加  
一部番号の訂正

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

一般財団法人  
**日本鋼索交通協会**

*Japan Funicular Transport Association*

〒111-0056

東京都台東区小島2丁目18番15号 新御徒町妙見屋ビル3階

TEL (03) 3866-3163 FAX (03) 3866-3164

<http://www.nikokyo.or.jp> / E-mail:jfta@nikokyo.or.jp